

1 予防・医療

(1) 保健所の体制

- ・保健所業務を支援する350名の応援職員について、順次派遣を実施するとともに、感染状況をふまえ県民の命に直結する業務に重点化しています。

(2) 検査体制

①行政検査

- ・濃厚接触者については、重症化リスクのある方（高齢者、妊婦、肥満、糖尿病等）への検査を優先して実施します。
- ・感染拡大が懸念される福祉施設などの事業所等に対しては、保健所から濃厚接触候補者リストの作成を依頼し、そのリストに基づき濃厚接触者を特定することにより、検査の実施につなげます。
- ・医師の判断による陽性者の同居家族等への検査について、診療・検査医療機関に協力を依頼し、実施しています。

②社会的検査

- ・集団感染等のリスクが高い高齢者施設、障害福祉施設、小学校、保育所等を対象とした社会的検査を、引き続き3月31日まで実施します。

③感染拡大時の一般検査（無料検査）

- ・医療機関や薬局等において、感染不安を感じる方への無料検査を、引き続き3月31日まで実施します。（登録検査実施場所：141か所（3月4日現在））

(3) ワクチン接種

①初回接種（1回目・2回目接種）

- ・小児（5歳から11歳）の接種が円滑に進むよう、市町の接種体制を支援するとともに、引き続き12歳以上の方への初回接種を実施します。

②3回目接種

- ・市町における3回目接種について、前倒しでの接種も含め必要となるワクチンの配分を進めます。
- ・接種間隔の前倒しに伴う市町の接種体制を支援するため、1月30日以降、県内3か所（四日市市、津市、伊勢市）に県営接種会場を設置しました。3月4日からは、初回接種から6か月以上経過した全ての方について、接種券がなくても受け付けます。

③相談窓口

- ・ 県民の皆さんが安心してワクチンを接種できるよう、引き続き、新型コロナウイルスワクチンポータルサイト等で情報発信するとともに、ワクチン接種に関する相談窓口を開設します。

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」

電話 059-224-2825 午前9時～午後9時

電話 050-3185-7947 午後9時～翌午前9時（AI音声技術による自動応答）

「みえ外国人コロナワクチン相談ダイヤル」（多言語対応）

電話 080-3123-9173 午前9時～午後5時（月曜～金曜、日曜）※祝日除く

（４）医療提供体制

①入院医療

- ・ 必要な方が確実に入院できるよう、重症者用病床 52 床を含め、引き続き 534 床（臨時応急処置施設 10 床を含む）の病床を確保します。また、患者の状況等に応じて宿泊療養、自宅療養も併用した療養体制で対応するとともに、受入病床の増床に向けて可能な限り医療機関との調整を継続します。

②臨時応急処置施設

- ・ 中等症Ⅱの患者に対応するため、津市の臨時応急処置施設 10 床を引き続き稼働するとともに、四日市市の施設についても、今後の感染の拡大状況等に応じて稼働します。

③宿泊療養施設

- ・ 宿泊療養施設について、5 施設 665 室を稼働し、中等症Ⅰ患者または重症化リスクの高い患者など 健康観察の優先度が高い患者を中心に受け入れるとともに、経口薬の投与体制を整備しています。

④自宅療養

- ・ 医師会等の協力のもと、オンライン診療、電話診療、往診等により自宅療養者に必要な医療を提供しています。
（3月2日現在：392 医療機関、73 訪問看護事業所、439 薬局）
- ・ 貸与用パルスオキシメーター（計 22,450 個）を確保するとともに、市町や関係団体と連携し、患者の症状にも対応した食事や衛生用品を提供します。また、その配送体制を強化します。

（５）感染拡大防止対策

①要請の遵守状況の確認・指導

- ・ 飲食店への営業時間短縮要請に伴い、政府基本的対処方針に基づき、警察とも連携しながら、要請区域内の対象店舗に対し要請の遵守状況の確認のための見

回り、働きかけを実施しました。

○遵守率 99.2% (9,643 店舗/9,720 店舗 (県内全域))

- ・営業時間短縮要請に応じていただけない店舗に対し、特措法に基づき、警察とも連携しながら、要請に応じていただけるよう指導を実施しました。
- ・指導のうえ要請に応じていただけない店舗については、感染拡大防止のため、特措法に基づき、個別要請、命令を行いました。

○個別要請 67 店舗 (2月1日 42 店舗、3月2日 25 店舗)

○命令 40 店舗 (2月22日)

②高齢者施設の感染防止対策

- ・高齢者施設では、ブレイクスルー感染によるクラスターが多数発生していることから、職員等の体調管理や1ケアごとのアルコール消毒の徹底など具体例を示しつつ、通知により感染防止対策の再徹底を求めました。
- ・定員が多く大規模感染につながることを懸念される施設を集中的に訪問し、施設内での感染防止対策の徹底を求めました。(2月10日から3月4日にかけて158 施設を訪問)

③外国人住民への周知・啓発及び多言語支援

- ・言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしつかりと伝わるよう、多文化共生に関わる県内11の市民団体にホームページやSNSでの情報発信を依頼するほか、市町と情報共有を図り注意喚起に取り組んでいます。引き続き市民団体等と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して啓発を実施します。
- ・みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)において、多言語で相談対応を行うとともに、適切な情報提供を行っています。
- ・保健所へ迅速に通訳派遣を行うなど、感染者の不安解消や感染拡大防止に多言語で対応しています。

④障害福祉施設や保育所等の感染防止対策のための相談窓口の設置

- ・障害福祉施設や保育所等において、適切な感染防止対策を行ったうえで、継続的にサービスを提供するため、感染症の専門家等による感染防止対策等に関する相談窓口を設置し、各施設等からの相談に対応します。

⑤県立学校における対応

- ・マスクの着用、手洗いの励行、換気などの基本的な感染防止対策、毎日の検温、発熱等体調不良の場合の自宅休養など健康管理について、引き続き徹底します。児童生徒の同居の家族が体調不良の場合にも登校を控えるようにします。
- ・児童生徒が近距離で行う学習や運動など、感染のリスクが高い教育活動については、感染防止対策を十分に行ったうえで慎重に実施するとともに、登下校や着替え、食事などの場面の切り替わりにおける感染防止対策についても、引き続き注意喚起を徹底します。

- ・部活動は、3月13日までは、原則自校内の活動とし、公式大会は、感染防止対策を講じたうえで参加できることとします。3月14日以降は、宿泊を伴わない県内での活動としますが、練習試合等を実施する場合は、昼食を伴わない午前または午後の実施とするとともに、特に団体競技は、多数の学校が一度に集まることを避けるため、同一時間帯の活動を自校含め2校までとします。

⑥地域のスポーツ活動における感染防止対策

- ・スポーツ少年団など、複数の学校から児童生徒が参加するような地域スポーツの場面をきっかけとして感染が拡大しないよう、スポーツ少年団事業を統括する県スポーツ協会や市町地域スポーツ担当課を通じて、注意喚起を徹底しています。

⑦感染防止対策の徹底の呼びかけ

- ・県民及び県外の皆様に県境を越える移動の自粛を求めるため、主要駅構内等でのポスター掲出などについて、交通事業者に協力を要請しています。

(6) 情報提供

- ・三重県「再拡大阻止重点期間」における要請内容等について、県民、事業者の皆様と一緒に取り組んでいくため、様々な媒体を活用し周知啓発します。
 - ・新聞、テレビ、ラジオにおける広告等
 - ・道路情報板等での掲示
 - ・県政だより、フリーペーパーへの掲載
 - ・ホームページ、SNSの活用
- ・市町に対して、県の取組も参考にさせていただき、様々な媒体を活用して要請内容等を周知啓発いただくよう、協力を依頼しています。

2 事業者支援

(1) 営業時間短縮要請等の影響に対する支援等

①飲食店時短要請等協力金

- ・1月21日（東紀州地域は1月31日）から3月6日までを対象期間とする、第6期の飲食店時短要請等協力金について、3月7日から、郵送又は電子申請による申請受付を開始します。申請のあった事業者に対して、迅速な支給に努めます。
- ・1月27日（東紀州地域は1月31日）から2月18日まで申請を受け付けた第6期分に係る早期支給については、支給手続きが完了しました。

「三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口」

電話 059-224-2335 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

②雇用調整助成金等

- ・雇用調整助成金について、本年3月末までとされていた特例措置が6月末まで延長されたことから、必要とされる事業者に情報が行き届くよう、引き続き時短要請等協力金の案内等に併せて周知を行います。
- ・従業員の雇用維持に苦慮している事業者と労働力不足となっている事業者との間での「雇用シェア（在籍型出向、兼業・副業など）」を県内で広く普及・浸透させるため、今後も関係機関と連携して周知を図ります。

(2) みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしん みえリア」の推進

- ・県では、県民の皆様が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度「あんしん みえリア」を運用しています。認証店舗数は3月2日で3,913店舗となりました。
- ・県内の観光地を安心して訪れることができる環境整備を促進するため、観光事業者版「あんしん みえリア」も運用しています。認証施設数は、3月2日で1,181施設となりました。
- ・「あんしん みえリア」の専用ホームページでは、飲食店及び観光施設等の認証制度を幅広くPRするため、各認証店舗・施設の感染防止対策を紹介しており、市町別やジャンル別に検索いただくことが可能です。県民の皆様が安心して各認証店舗・施設を利用できるよう、引き続き制度の周知を図ります。また、申請のあった飲食店が速やかに認証を取得できるよう、今後も認証事務の可能な限りの迅速化を進めるとともに、認証制度の信頼確保のため、認証店を訪問し、認証基準の遵守状況の確認を実施していきます。

(3) 事業継続・業態転換への支援

①三重県地域経済復活支援金

- ・まん延防止等重点措置に伴う経済活動の停滞等による影響を受け、1月から3月までの売上が減少した事業者に対する三重県地域経済復活支援金について、6月15日まで郵送又は電子申請により申請を受け付けています。

<三重県地域経済復活支援金の概要>

- ・対象事業者：2022年1月～3月のいずれかの月の売上が、2019年、2020年、2021年のいずれかの年の同月と比べて、30%以上減少している事業者
- ・支給上限額：中小法人30万円、個人事業者15万円

「三重県地域経済復活支援金相談窓口」

電話 059-224-2838 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

- ・三重県地域経済復活支援金と併せて活用することができる、国の「事業復活支援金」について、三重県地域経済復活支援金の案内に併せて周知を行います。

<事業復活支援金（経済産業省所管）の概要>

- ・ 新型コロナの影響を受け、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの任意の同月の売上高に比べ、50%以上又は30～50%減少した事業者が対象
- ・ 給付額上限は、法人が最大250万円、個人事業者は最大50万円

「事業復活支援金相談窓口（国）」

電話 0120-789-140 午前8時30分～午後7時（土日祝含む全日）

②事業者におけるテレワークの推進

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況下において有効な働き方の一つであるテレワークの導入を推進するため、テレワークの導入を検討している企業に対しアドバイザーを派遣するとともに、テレワークに関する相談受付を3月18日まで実施しています。

「テレワーク相談窓口」

電話 059-232-3174 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

- ・ テレワークの初歩的な知識を学んでいただく機会として、三重県オリジナルのテレワーク導入ガイドを活用した入門研修を実施するとともに、導入をサポートする企業との交流会を開催するなど、テレワークの導入に向けた環境づくりを来年度も引き続き進めます。なお、事業の詳細については、4月以降に周知します。

③新型コロナウイルス克服・地域経済活性化支援アドバイザー派遣

- ・ 中小企業・小規模企業が感染拡大を防止しつつ経済活動を活性化していけるよう、感染防止対策、デジタル活用、事業継続・事業再構築などコロナ禍における事業継続力や経営力向上のために行うアドバイザー派遣事業を引き続き実施することとし、来年度当初から実施できるよう準備を進めます。

④生産性向上・業態転換支援補助金

- ・ 中小企業・小規模企業の事業継続・発展を支援するため、企業自らがDXによる生産性向上や新たな日常に対応する業態転換等の経営計画を策定し、計画を実現するための設備投資や施設改修等の取組に対して、引き続き補助を行うこととし、来年度当初から実施できるよう準備を進めます。

⑤三重県サプライチェーン強靱化促進緊急対策補助金

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大により、影響を受けるサプライチェーンの強靱化の促進を図るため、県内企業の取組に対する補助について、来年度も実施することとし、早期の開始に向けて準備を進めます。

(4) 経済活動の回復に向けた支援

① ECサイトの運営

- ・ 県産品のECサイトを通じた販売を促進するため、通販ポータルサイト「三重のお宝マーケット」を運営し、豪華県産品があたるプレゼントキャンペーン(令和4年2月25日から3月11日まで)も実施しています。また、来年度も引き続き県産品の販売を促進するための取組を進めます。

② 旅行割引クーポンの発行

- ・ 「みえ得トラベルクーポン」事業について、感染状況が落ち着き次第実施し、県内観光関連事業者の支援に取り組みます。